

平成30年度保険料率に関する佐賀支部評議会での意見（2017年10月20日提出）

参考資料2

議題3

意見内容	意見者 (学識、事業主、被保険者、評議会意見)
1. 平成30年度の平均保険料率についてどのように考えるか。	
<p>財政均衡期間を法律通りの単年度収支とし、収支見通しを5年としたうえで、平成30年度の平均保険料率を9.7%にすることを要望する。（佐賀）</p>	評議会意見
<p>法律では準備金は1か月分で良いところが10%維持となれば、5年収支見通しでは現状より更に準備金が積み上がる結果である。5年を超えて更に長期的に見なければならぬという方向付けをするならば、新たに具体的な数値を示さないと、5年収支見通しが無いがしろになるのではないか。（佐賀）</p>	事業主代表
<p>厚生労働省の見解は、単純に言うと、「黒字になるのはかまわないが赤字になるのは罷り成らない」ということ。それは結局、準備金は毎年積み上げていくものですよ、絶対に減らしませんよ、ということ。3か月分でもそれ以上だろうとずっと積み上げていきますというスタンス。それはさすがに根拠がない、おかしいだろうということをこの場で伝えておかなければならないと考える。（佐賀）</p>	学識経験者
<p>法律には単年度でバランスをとればよいと書いてある。従って収支はゼロであってもよい、というのが基本的な趣旨。それが基本だけでも、ある程度将来のことも見通して考えるべきなので、5年収支見通しを作成することになっている。にもかかわらず、厚生労働省の解釈はずっと積み上げていくものですよ、というおかしな解釈である。（佐賀）</p>	学識経験者
<p>準備金が多いのはいいことだと思うがその上限が何もないというのはどうなのかと思う。（佐賀）</p>	事業主代表
<p>「平均保険料率10%維持」とあるが、今後の保険料率に係るシミュレーションにもある通り、いくら平均10%を維持したところでいずれ10%を超える。今いる人間が共助の中でお互いに医療費を負担していきましょうという制度の中で、5年を越して10年後の人たちのためにも積みましょうというのは制度趣旨から外れるのではないか。（佐賀）</p>	事業主代表
<p>今黒字で、3か月以上準備金が積み上がるなら、会社や私たち被保険者からすると料率は下げてほしい。しかし昨年と同じ要望を出したが平均保険料率は下がらなかった。厚生労働省の方針として準備金は積み上げ、黒字は良いけど赤字はだめだということなら、下がる可能性はないという印象を受ける。（佐賀）</p>	被保険者代表
<p>準備金が積み上がっているのであればせめて現在と同率の支部保険料率にできないものなのか。（佐賀）</p>	被保険者代表
2. 平成30年度の激変緩和率についてどのように考えるか。	
<p>平均保険料率が10%維持ならば激変緩和は平成29年度並みでいくべきだ。平成30年度は医療制度がかなり大きく変わる。平成29年度からの連続性の中で、平成30年度がいろいろなことが大きく変わっていくと厳しいところもあるかもしれない。（佐賀）</p>	評議会意見
<p>既に10%を超えて全国一となっている佐賀支部は、激変緩和は平成36年度まではいかないまでも、何らかの形で現状維持してほしい。（佐賀）</p>	事業主代表

3. 保険料率の変更時期について、平成30年4月納付分（3月分）からでよいか。	
例年通り、4月納付分からでよい。	評議会意見
4. その他	
全体で黒字が続いていても、高い保険料率を維持しなければならないという矛盾は数年前から感じているところ。最低賃金は上昇してきており、比例して、個人負担も然ることながら事業主負担が増加してくる。保険料率が上がれば負担も増加するのでせめて下げることができないなら、協会けんぽ全体として支部保険料率の上昇を止めることも英断していただきたい。（佐賀）	被保険者代表
平成29年度の療養の給付等に係る保険料率は佐賀支部が6.90%で全国平均が5.24%という説明があった。この差1.66%は佐賀の医療体制が充実しているからだが、この差を縮めるのは保険者努力で限界があるのではないか。平成30年度のごく荒い試算でも最高と最低の差が1.01%ある。最高と最低の差が今後広がることについて、意見として出せる余地はないのか。このままではガス抜きになってしまう。（佐賀）	事業主代表